

記入例

コピーして使用する場合は、必ず裏面の約款も両面コピーしたものを使用してください。

給付

給付奨学金確認書

提出用

〔兼2019年度以前採用給付奨学金の辞退及び第一種奨学金契約変更の承諾書〕

独立行政法人

日本学生支援機構理事長 殿

私は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）の給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律第4条及び独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2に規定する学資支給金をいう。）をインターネットから申し込むにあたり、2024年度給付奨学金案内に記載の内容を確認し、関係法令上、貴機構の諸規程並びに裏面記載事項について同意の上、私の国籍又は在留資格並びに生計維持者及び私と私の生計維持者の資産の状況が記載のとおりで相違ないことを誓約し、本確認書兼承諾書を提出します。

私は、給付奨学生として採用された後、定期的に適格性の審査があり、その審査により、成績不振や品行不良が認められたときは、法令等の定めにより、奨学金が一定期間停止されるか又は廃止される場合があること、成績不振等の状況によっては交付された奨学金を返還しなければならない場合があることを承知しています。また、適格性の審査は経済状況についても行われ、法令等の定めにより、奨学金の支給額が見直される場合があること及び一定期間停止される場合があることも承知しています。

また、本確認書に記載した内容及び貴機構に届け出る事項に虚偽があった場合には、奨学生としての採用が取り消され、支給された奨学金全額の100分の140を一括で返金しなければならない場合があることも承知しています。

なお、給付奨学金を受給することとなった場合において、私が貴機構の第一種奨学金又は2019年度以前採用の給付奨学金の貸与もしくは支給を受けているときは、当該第一種奨学金の貸与月額については、法令等の規定に基づき現在の月額から増額又は減額された額（複数あるときは機構の定める額）に変更されることがあることに同意し、2019年度以前から受給している給付奨学金については、省令の規定に基づき、辞退することに同意します。貴機構が行う適格性の審査等により給付奨学金の支給額が見直された場合においても、私が貴機構の第一種奨学生であるときは、当該第一種奨学金の貸与月額が、法令等の規定に基づき変更されることがあることに同意します。

私と私の生計維持者が貴機構にマイナンバーを提出しているとき等に関する法律〕及び関連法令で定められた範囲で、各自のマイナンバー等特定の個人を識別するための番号の利用等を利用することに同意します。

マイナンバー提出書をよく確認し、誤りがないように記入してください。

「マイナンバー提出書」に記載の申込ID		Z	D	2	4	X	X	X	X	X	X	提出年月日(西暦) 2024年10月3日	
申込者本人	学校名		学部・課程・分野			学科・専攻			学籍(学生証)番号				
	豊橋技術科学大学		工学部			機械工学			B 2 4 3 0 0 0				
	フリガナ	テンパク タロウ	〒	4 4 1	-	8 5 8 0	電話番号(自宅)		0 8 0 - 1 1 1 1 - 1 1 1 1				
	漢字	天伯 太郎	現住所		愛知県豊橋市天伯町字雲雀ヶ丘1-1 豊橋技術科学大学学生宿舎A-000			性別(任意)		男・女			
生年月日	昭和・平成		15年	5月	1日	性別(任意)		男・女					
国籍又は在留資格	a 日本国籍 b 法定特別永住者 c 永住者 d 定住者(永住の意思がある者に限る) e 日本人の配偶者等 【該当を○で囲む】 f 永住者の配偶者等 g 家族滞在 ※d~gの該当者は在留期限(在留期間の満了日)を記入(年 月)												

※「申込者本人」欄は、申込者本人(あなた)が記入してください。

生計維持者	1	氏名	天伯 豊	生年月日	昭和・平成	52年6月1日	本人との続柄	父	
		現住所	(〒135-8680) 東京都新宿区市谷本村町10-7						
2	氏名	天伯 はなこ	生年月日	昭和・平成	52年7月1日	本人との続柄	母		
	現住所	(〒135-8680) 東京都新宿区市谷本村町10-7							
本人と生計維持者の資産の合計額		2,000万円未満(生計維持者が1人の場合は1,250万円未満)							

※「生計維持者」欄は、生計維持者又は申込者本人(あなた)のいずれかが記入してください。
※飛び級等で、申込者本人(あなた)が未成年(18歳未満)の場合は、親権者欄のある書式に記入が必要です。

生計維持者の住所が同じであっても、「同上」と記載すると不備になります。省略せずに住所を記載してください。

ご記入いただいた情報及びあなたの奨学金に関する情報は、機構の奨学金支給業務、奨学金貸与業務(返還業務を含む。)及び在籍管理にのみ利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、当該情報が、学校、金融機関、文部科学省及び業務委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。また、行政機関及び公益法人等から奨学金の重複支給の防止等のために照会があった場合は、適正な範囲内においてあなたの情報が提供されます。

給付奨学金確認書は、本人控用にコピーを取り大切に保管してください。

学校番号

記入不要